

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の改正概要

（国）多面的機能支払交付金実施要綱・要領の改正に伴い、（県）要綱基本方針を改正する

（１）農地維持支払

「小規模集落に係る農地維持支払活動の加算単価」について、経過措置により対象となっていた活動組織の措置期間が終了したことから、加算措置に関する記載を削除する。

（２）資源向上支払（共同）

ア 農村環境保全活動

- ・ 防災減災型を令和６年度までに取組中の活動組織限りとする。
- ・ 生態系保全型に地域ぐるみでの「魚のゆりかご水田」取組を追加する。

イ 交付対象農用地

資源向上支払の交付対象農用地の条件を農振農用地以外でも取り組めることとする。

ウ 加算単価

- ・ 水田の雨水貯留機能強化を推進する活動に対する支援を追加する。
- ・ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を追加する。
- ・ 組織の広域化・体制強化への支援を追加する。

（３）資源向上支払（長寿命化）

- ・ 交付対象農用地の条件を、農振農用地以外でも取り組めることとする。

（４）「環境負荷低減の取組への支援」を新たに追加する。環境こだわり農産物の生産を県の要件とする。

（５）その他連番の改正

○多面的機能支払の実施に関する基本方針（本文）	………	改正
○農地維持活動 活動指針	………	改正なし
○資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動） 活動指針	………	改正
○資源向上活動（施設の長寿命化のための活動） 活動指針	………	改正